

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表（案）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）

修正案	改正案	現行
<p>（選定事業の実施）</p> <p>第十四条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項及び第十五条の三において同じ。）に従つて実施されるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（解釈及び適用の確認等）</p> <p>第十五条の二 公共施設等の管理者等（第二三条第三項第一号に掲げる者を除く。第四項において同じ。）又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、民間資金等活用事業推進委員会に対し、その</p>	<p>（解釈及び適用の確認等）</p> <p>第十五条の二 公共施設等の管理者等（第二三条第三項第一号に掲げる者を除く。第六項において同じ。）又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、その実施し、又は実施</p>	<p>（選定事業の実施）</p> <p>第十四条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。）に従つて実施されるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律（法律に基づく命令（告示を含む。）を含む。次項において同じ。）の規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項において「支援措置の内容及び」と総称する。）について、その確認を求めることができる。

（削る）

2 前項の規定による求めを受けた民間資金等活用事業推進委員会は、遅滞なく、当該求めに係る支援措置の内容及び当該確認に関する事務を所掌し又は法律を所管する関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機

しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律（法律に基づく命令（告示を含む。）を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項及び第三項において「支援措置の内容及び」と総称する。）について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容及びその確認がその所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容及びその確認が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項及び第八十五条において同じ。）の所掌する事務

関。以下この項及び第八十五条において同じ。）に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、**民間資金等活用事業推進委員会**に回答するものとする。

3 前項の規定による回答を受けた**民間資金等活用事業推進委員会**は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

(削る)

4 前項に規定するもののほか、**民間資金等活用事業推進委員会**は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、**内閣総理大臣**に回答するものとする。

4 前項の規定による回答を受けた**内閣総理大臣**は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

5 **内閣総理大臣**は、第二項の規定による回答又は前項の規定による通知を行ったときは、その内容を**民間資金等活用事業推進委員会**に報告するものとする。

6 第二項及び第四項に規定するものほか、**内閣総理大臣**は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

(削る)

(報告の徴収等)

第十五条の三 民間資金等活用事業推進委員会は、実施方針又は事業契約が基本方針に照らし著しく適正を欠くと認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針又は事業契約に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

(民間資金等活用事業推進委員会)

第八十五条 (略)

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間

7

内閣総理大臣は、前項の規定による助言を行うに際し必要と認めるときは、民間資金等活用事業推進委員会に対し、意見を求めることができる。

(報告の徴収等)

第十五条の三 内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

(新設)

(民間資金等活用事業推進委員会)

第八十五条 (略)

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他

資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。

3～6 (略)

附則

(削る)

附則

(水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置)

第四条 政府は、平成三十年度から平成三十五年までの間に、次の各号に掲げる地方公共団体から、平成九年一月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金(資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十九号)第一条の規定による改正前の資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下この項において同じ。)又は平成九年三月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧公営企業金融公庫資金(地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)附則第九条

民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。

3～6 (略)

附則

(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第四条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一項の規定による解散前の公営企業金
融公庫の資金をいう。以下この項において
同じ。）であつて、年利三パーセント以上の
ものうち、水道事業等（水道法（昭和三
十二年法律第七十七号）による水道事業
若しくは水道用水供給事業又は下水道法
（昭和三十三年法律第七十九号）による公
共下水道若しくは流域下水道の用に供す
る施設に関する事業をいう。以下この項に
おいて同じ。）に係る公共施設等（次の各号
に規定する水道事業等公共施設等運営権
条例に基づいて設定された公共施設等運
営権に係るものに限る。）の建設、改修、維
持管理又は運営（以下この項において「建
設等」という。）に充てられた金額（当該金
額が明らかでないときは、当該公共施設等
の建設等に要した費用その他の事情を考
慮して内閣府令・総務省令・財務省令で定
める基準により算定した金額）に相当する
もの（以下この条において「対象貸付金」
という。）について繰上償還を行おうとす

る旨の申出があつた場合において、当該地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から水道事業等に係る公共施設等運営事業に関し政令で定める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、当該申出に係る対象貸付金が旧資金運用部資金であるときは限度額を限度として繰上償還に应ずるものとし、当該申出に係る対象貸付金が旧公営企業金融公庫資金であるときは地方公共団体金融機構に對して限度額を限度として繰上償還に应ずるよう要請するものとする。

一 平成二十九年まで水道事業等に係る公共施設等運営権に関する第十八条第一項の条例（次号及び次項第一号において「水道事業等公共施設等運営権条例」という。）を定めており、これに基づ

いて平成三十年度から平成三十二年度までの間に水道事業等に係る公共施設等運営事業が開始された地方公共団体

二 平成三十年度から平成三十三年度までの間に水道事業等公共施設等運営権条例を定めた地方公共団体

2 前項に規定する「限度額」とは、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をいう。

一 前項第一号に掲げる地方公共団体又は同項第二号に掲げる地方公共団体（平成三十年度又は平成三十一年度に水道事業等公共施設等運営権条例を定めたものに限る。） 対象貸付金の残高又は当該公共施設等運営権の設定の対価として当該地方公共団体が収受した金銭（第二十条の規定により徴収した金銭を含み、定期に又は分割して収受すべきときは、その最初に収受した分に限る。）の額のいずれか少ない額

二 前項第二号に掲げる地方公共団体（前

第五条〜第十七条

(略)

号に掲げるものを除く。) 前号に定める額の二分の一に相当する額

3 第一項の場合において、政府は、繰上償還に应ずるために必要な金銭として対象貸付金の元金償還金以外の金銭を受領しないものとする。

4 前項の規定は、地方公共団体金融機構が第一項の規定に基づく政府の要請により繰上償還に应ずる場合について準用する。

(削る)

第五条〜第十七条

(略)

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

修正案

改正案

附則

附則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の改正規定及び附則第五条から第十七条までを削る改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の三の見出し中「投資勘定の歳出の特例」を「繰入れ並びに歳入及び歳出の特例」に改め、同条中「繰入金」の下に「及び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金」を加え、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

附則第十条第三項に規定するもののほか、平成三十年から平成三十五年までの間においては、地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平

成十一年法律第十七号) 附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

2 第五十三条第一項の規定によるほか、前項の規定による財政投資特別会計の投資勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十年度の予算から適用し、平成二十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。